

議案第 7 号

調布市職員の退職管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

調布市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定により、職員の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(再就職者による依頼等の規制)

第3条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等の役職員又は法第38条の2第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものについて、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第4条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合そ

の他規則で定める場合を除き，規則で定めるところにより，速やかに，離職した職又はこれに相当する職の任命権者（当該職が調布市立の学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）の職であるときは，調布市教育委員会）に対し，規則で定める事項を届け出なければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。